

仕 様 書

1 件 名 令和 8 年度一般廃棄物データと広域化データの整備業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和 8 年 1 1 月 2 7 日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という）ではこれまでに、環境省が実施している一般廃棄物処理実態調査のデータを整備・公表してきた。今般、環境省によるデータの訂正があるとともに、全国の都道府県では、広域化・施設集約化計画の策定を進めていることから、これらのデータの更新・訂正ならびに計画に記載されている広域ブロック等の情報を整理することを目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

(1) 既存の施設データにおける施設 ID の訂正と都道府県時系列データの作成

NIES で保有するマスター施設データファイルと 5 つの施設データファイルに対し、環境省による施設コードの訂正情報 (https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/r6/data/errata.pdf) ならびに環境省から施設データマスターファイル入手し、その訂正を反映させて最新状態にする作業を行う。この際、施設コードのマスター表に存在しない施設コードが各データファイルに含まれないことを確認すること。

加えて、施設データについて、47 都道府県の集計データをまとめた時系列ファイルを作成する。その時系列データとは、「施設を見る」のページ (<https://www-cycle.nies.go.jp/jp/db/file01/visualize20.html>) にて公表されている 8 種類の施設種の各公表施設情報である（焼却施設 7 項目、粗大ごみ施設 4 項目、資源化施設 4 項目（堆肥化施設を含む）、燃料化施設 7 項目、リユース・リペア施設 2 項目、保管施設 2 項目、その他処理施設 3 項目、最終処分施設 4 項目）。整備するデータ期間は、1992 年度～2024 年度である。

(2) 47 都道府県の広域ブロックの最新情報の収集

2022 年度以降に策定された 47 都道府県の広域化・施設集約化計画の情報を収集し、NIES が保有する「広域ブロックと各市町村との対応関係を示すデータテーブル」（2021 年度までの広域ブロック情報を収録）に、各計画に記載されている広域ブロックのデータを追加する。データ項目は、各市町村とその市町村コード、当該市町村が属する都道府県、当該市町村が属する広域ブロック名、当該広域ブロックのコード、計画の開始年度、終了年度、取得された計画の書誌情報と何度目の計画か、備考である。この作業により、整備されているデータの各年次において全国の市町村がどの広域ブロックに属しているかが即座に分かるようにする。また、計画が近年策定・更新されておらず、2026 年度時点の広域ブロックが定められていない都道府県については、広域ブロック案が公表されていれば、そのデータを加えることとし、備考などを使って案であることが分かるようにすること。

なお、北海道、茨城県、東京都、千葉県、新潟県、岐阜県、静岡県、京都府、島根県、山口県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県の 14 都道府県については、NIES で情報源情報を保有しているので、その提供が可能である。また、整備した計画データファイルは、既存のデータファイル名と整合するようにファイル名をつけること。

(3) 47 都道府県の広域ブロックの最新情報の収集

(1) の 5 つの施設データファイルには、過去における広域ブロックデータが全市町村に対して付されている。この広域ブロックデータを、(2) の作業で得られた広域ブロックデータに更新する。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

・業務成果データを収録した電子ファイル（Excel ファイル） 一式

なお、上記以外のファイル形式を用いるときは、NIES 担当者の了解の上で用いること。

7 著作権等の扱い

(1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に譲渡するものとし、当該対価は本契約金額に含むものとする。

- (2) 請負者は、成果物に関する著作権人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/about/info-security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、10 日以内に NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査を実施し、合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。